

7 利用できる・利用しやすくなる行政サービス

※宣誓の有無に係わらず、同一世帯であれば利用できるサービスも併記しております。

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載の無いサービスについても、状況により利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

○パートナーシップの宣誓をすることにより、対象となる行政サービス

制度等	概要	受領証の提示	担当
犯罪被害者等見舞金の申請	パートナーは、遺族見舞金を申請できる。	要	ダイバーシティ推進・相談課 市民相談G (0778)53-2204
市営住宅入居申込	パートナーは、市営住宅の申込資格である同居親族要件の対象となる。	要	公園住宅課 公園住宅G (0778)53-2240
鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業(全国型)における移住支援金の申請	パートナーは、世帯要件である「世帯員」の対象となる。 ※互いに「世帯主」の場合は除く。 ※「若者世帯」や「子育て世帯」に定める年齢要件等があります。	要	総合政策課 政策推進G (0778)53-2263
鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業(東京圏型)における移住支援金の申請	パートナーは、世帯要件である「世帯員」の対象となる。 ※互いに「世帯主」の場合は除く。	要	
住み続けるまちさばえ支援事業 ・子育て世帯等への住まい支援 ・多世帯近居 ・多世帯同居	同居するパートナーの二人は、世帯要件の対象となる。	要	施設管理課 営繕G (0778)42-5101
税証明書の申請(一部を除く)	同一世帯の宣誓者は申請できる。	不要	市民窓口課 住民届出・証明G (0778)53-2206
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳(名寄帳)の写しの申請、受領ができる。 ※納税者からの委任状が必要	不要	税務課 資産税G (0778)53-2209
固定資産税・都市計画税の課税内容の照会	窓口における課税状況の照会対応ができる。 ※納税者からの委任状が必要	不要	